

第 5 3 号 議 案

新宿区空き缶等の散乱及び路上喫煙による被害の
防止に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 8 年 6 月 1 0 日

提出者 新宿区長 吉住 健一

新宿区空き缶等の散乱及び路上喫煙による被害の防止
に関する条例の一部を改正する条例

新宿区空き缶等の散乱及び路上喫煙による被害の防止に関する条例（平成 8 年新宿区条例第 43 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 号中「飲料」を「飲食料」に改め、「容器」の次に「、ストロー、割り箸その他の飲食に用いる用具及びチューインガムのかみかす」を加え、「、チューインガムのかみかす」を削る。

第 4 条中第 3 項を第 4 項とし、第 2 項を第 3 項とし、第 1 項の次に次の 1 項を加える。

- 2 区民等は、その所有し、占有し、又は管理する犬に散歩、運動等をさせるときは、ふんを収納する用具を携帯し、その用具によりふんを適切に処理しなければならない。

附 則

この条例は、令和 8 年 10 月 1 日から施行する。ただし、第 4 条中第 3 項を第 4 項とし、第 2 項を第 3 項とし、第 1 項の次に 1 項を加える改正規定は、公布の日から施行する。

（提案理由）

環境美化をより一層推進するため、空き缶等の定義に食料品の容器及び飲食に用いる用具を追加するとともに、犬のふんを収納する用具の携帯及び当該用具による犬のふんの適切な処理を区民等の責務として新たに定める必要があるため